

1月15日と16日に受け付け

保育所への入所手続き

町内の保育所への入所受付が1月15日・16日に行われます。

来年4月から、新たに保育所へ入所させたい人、また、現在入所中で4月以降も続けて入所させたいときは、「入所基準」をよく読んで手続きをしてください。

入所基準

児童の保護者や同居している家族が、次のいずれかの事情で

- ① 児童の保育ができない場合です。
- ② 日中、家庭の外で仕事をする
- ③ ことが普通の場合
- ④ 日中、家庭で児童と離れて日



入所希望する保育所	定員	受付日	受付時間	受付場所
第1保育所	120名	1月15日(月)	午前9時～正午 午後1時～4時	第1保育所
第2保育所	60名	1月15日(月)	午前9時～正午 午後1時～4時	第2保育所
上堺保育所	90名	1月15日(月)	午前9時～正午 午後1時～4時	上堺保育所
大総保育所	60名	1月15日(月)	午前9時～正午 午後1時～4時	大総保育所
フタバ保育園	120名	1月16日(火)	午前9時～正午 午後1時～4時	フタバ保育園

- 常の家事以外の仕事をすることが普通の場合
- ③ 妊娠中や出産後間がない場合
 - ④ 病気が心身の障害などにより、児童の保育ができない場合
 - ⑤ 長期にわたり、病気や障害をもつ人の介護をしている場合
 - ⑥ 災害に遭って、その復旧のため児童を保育できない場合

手続きに必要なもの

- ① 印鑑
- ② 保険証
- ③ 平成12年分源泉徴収票（給与所得者）
- ④ 平成12年分所得税確定申告書の写しまたは平成13年度分町民税申告書の写し（事業所得者で申告終了後に提出）

第2保育所・フタバ保育園では延長保育を実施しています

働く女性の大きな悩みのひとつが『育児との両立』。町内の保育所のうち、第2保育所とフタバ保育園では、延長保育を行っていますので、入所申し込みのときに申し出てください。「延長保育」は、入所基準のほか、保護者の就労形態、残業等やむを得ない事情がある場合に限られます。各保育所の保育時間

保育所名	保育時間
第1保育所	月～金 午前8時30分～午後5時15分 土 午前8時30分～午後0時30分
第2保育所	月～金 午前7時30分～午後6時30分 土 午前7時30分～午後4時00分
上堺保育所	月～金 午前8時30分～午後5時15分 土 午前8時30分～午後0時30分
大総保育所	月～金 午前8時30分～午後5時15分 土 午前8時30分～午後0時30分
フタバ保育園	月～金 午前7時30分～午後6時30分 土 午前7時30分～午後4時00分

- ⑤ その他、自営業・パート・内職・農業等の証明書が必要となる場合があります。
- 平成12年1月2日以降に横芝町に転入した場合は、前住所地の「平成12年度市町村民税通知書」が必要です。
- 申請に必要な書類は、役場保健福祉課、プラム、各保育所に用意してあります。
- くわしいことについては、保健福祉課（8218816）へお問い合わせください。

